

処 分 基 準

平成 2 1 年 1 2 月 4 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法(4－2)
根 拠 条 項：第4条の4第2項
処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令
原権者(委任先)：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、同第4条の4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条(打刻命令)
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係(043－201－0110)
備 考：